

3-1-3 その他の状況

(1) 公害等の状況

1) 苦情の状況

対象事業実施区域を含む周辺市区の苦情の発生状況を、表 3-1-3-1 に示す。

騒音、大気汚染、悪臭の苦情が多くなっている。

表 3-1-3-1 苦情発生状況（平成 23 年度）

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
川崎市	59	10	0	80	31	3	49	0	232
中原区	5	0	0	11	5	0	9	0	30
高津区	13	1	0	20	4	0	9	0	47
宮前区	11	4	0	10	7	0	9	0	41
多摩区	15	1	0	14	4	0	3	0	37
麻生区	2	2	0	6	2	0	1	0	13

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要－公害編－」（平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）

2) 大気質

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の大気質測定地点を、図 3-1-3-1 に示す。

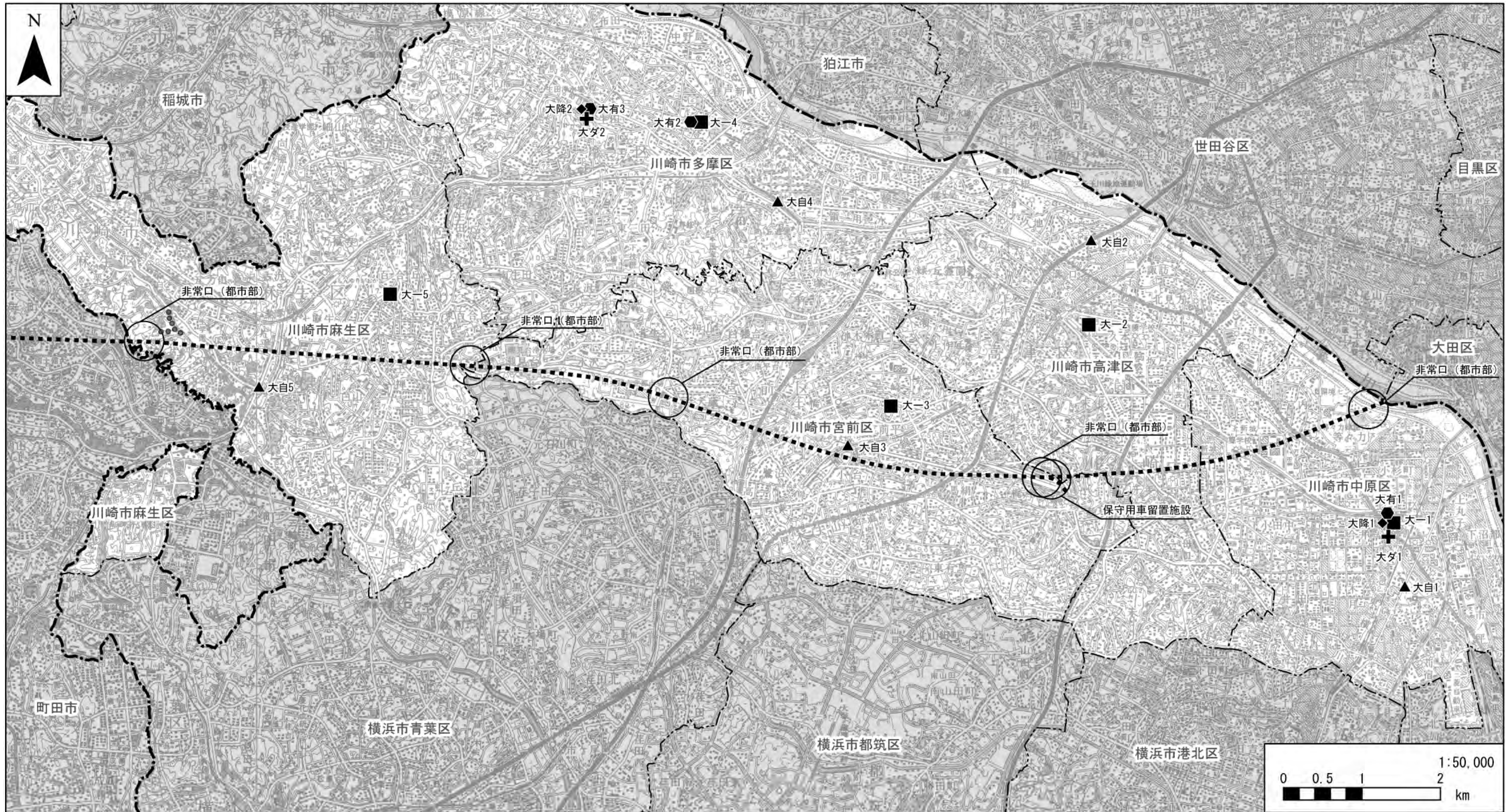
対象事業実施区域及びその周囲の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質の測定結果と経年変化を、表 3-1-3-2～表 3-1-3-6 及び図 3-1-3-2～図 3-1-3-5 に示す。なお、一酸化炭素の測定は行われていない。

二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は、過去 5 年間、全地点において環境基準の長期的評価を満たしている。二酸化窒素は、一般環境大気測定局（一般局）では全地点において環境基準の長期的評価を満たしているが、自動車排出ガス測定局（自排局）では一部の地点で長期的評価を満たしていない地点が見られる。光化学オキシダントは、過去 5 年間、全地点において環境基準を満たしていない。微小粒子状物質は、一般局及び自排局の一部において平成 22 年度以降測定が始まっているが、一般局の 1 地点を除き、環境基準を満たしていない。なお、短期的評価については、二酸化硫黄は、過去 5 年間、全地点で短期的評価を満たしているが、浮遊粒子状物質は、一部の地点で短期的評価を満たしていない。

対象事業実施区域及びその周囲の有害大気汚染物質の測定結果は、表 3-1-3-7 に示すとおりであり、全地点で環境基準が定められているベンゼン等 4 物質及び環境省指針値が定められている 8 物質は基準値を満たしている。

対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類大気環境測定結果は、表 3-1-3-8 に示すとおりであり、環境基準を満たしている。

対象事業実施区域及びその周囲の降下ばいじんの測定結果（平成 18～22 年度）は、表 3-1-3-9 に示すとおりであり、2～4t/km²/月程度となっている。なお、降下ばいじんについては、国等が定める基準等はない。

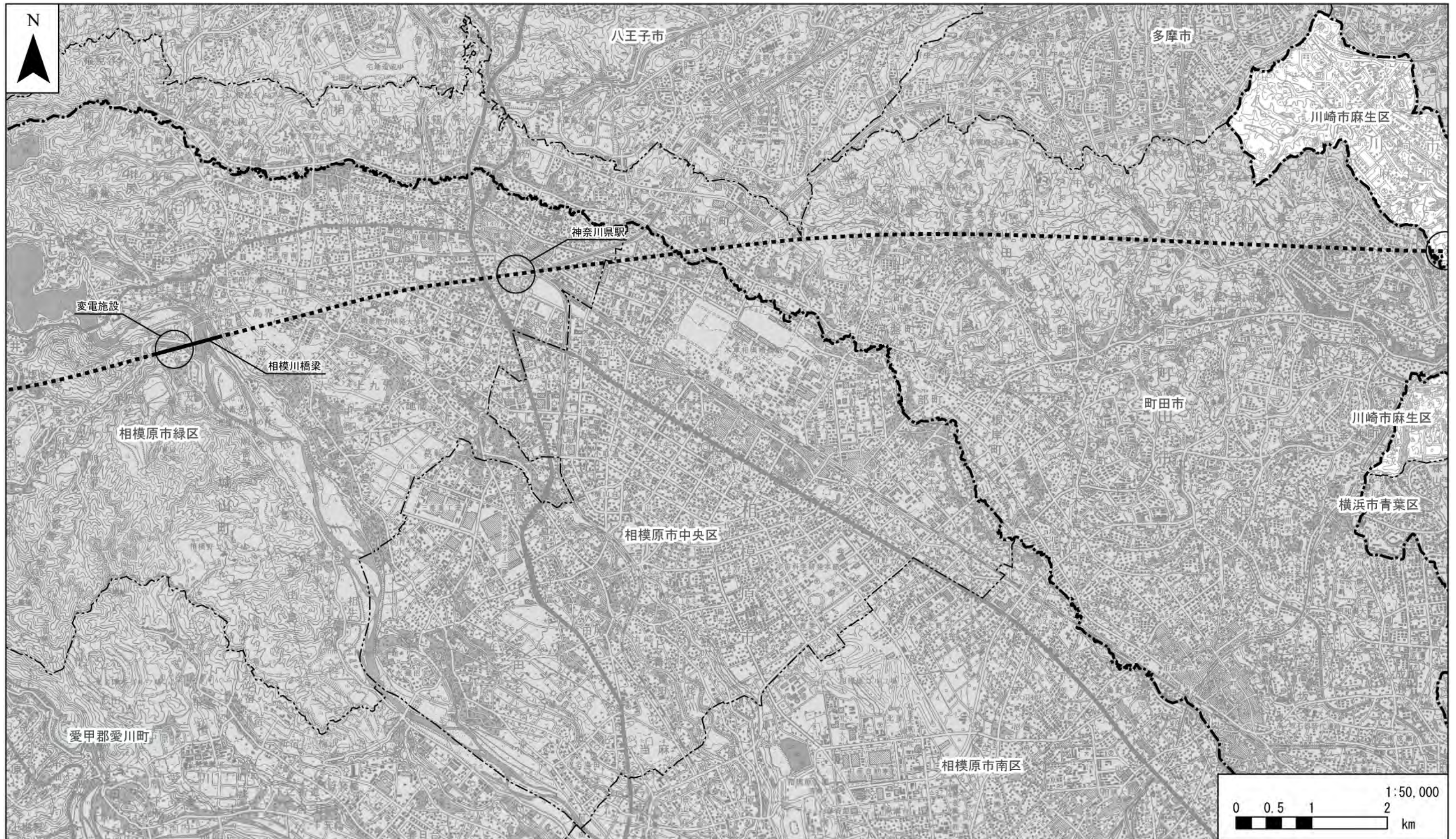


凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 計画路線(地上部)
- 工事用道路
- 都県境
- 市区町村境
- 一般環境大気測定局 (大-1)
- ▲ 自動車排出ガス測定局 (大自)
- 有害大気汚染物質測定局 (大有)
- ⊕ ダイオキシン類大気環境測定局 (大ダ)
- ◆ 降下ばいじん測定局 (大降)

資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成25年1月、神奈川県環境科学センター)
 「平成23年版 日本の大気汚染状況」(平成24年11月、環境省水・大気環境局)

図3-1-3-1(1) 大気質測定地点図



- 凡例**
- 計画路線(トンネル部)
 - 計画路線(地上部)
 - 都県境
 - 市区町村境
 - 一般環境大気測定局 (大一)
 - ▲ 自動車排出ガス測定局 (大自)
 - 有害大気汚染物質測定局 (大有)
 - ✚ ダイオキシン類大気環境測定局 (大ダ)
 - ◆ 降下ばいじん測定局 (大降)

資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成25年1月、神奈川県環境科学センター)
「平成23年版 日本の大気汚染状況」(平成24年11月、環境省水・大気環境局)

図3-1-3-1(2) 大気質測定地点図

表 3-1-3-2 二酸化硫黄の測定結果

(単位：ppm)

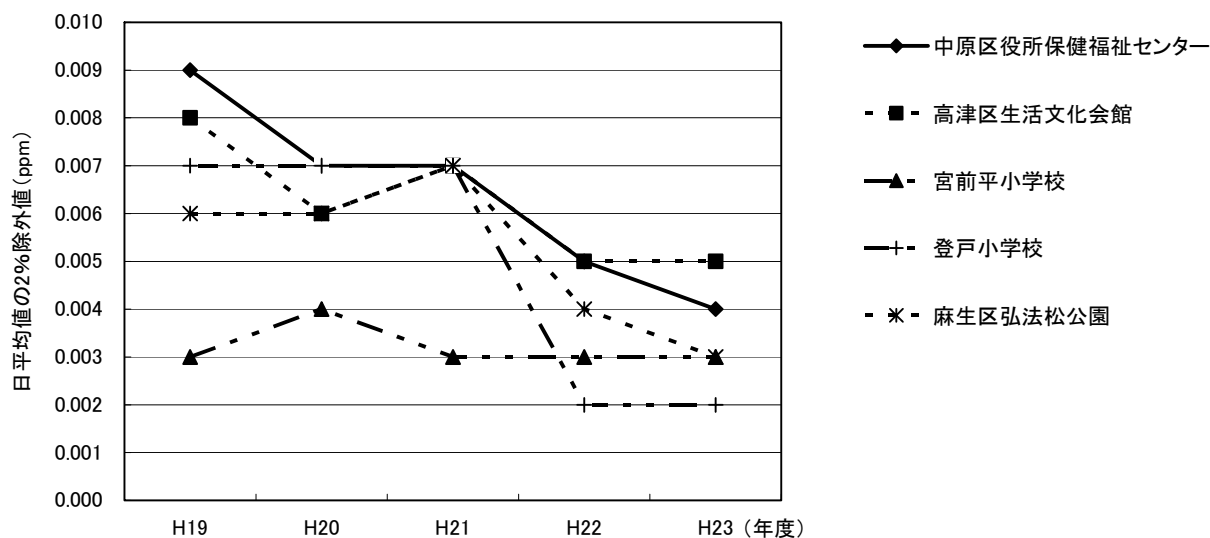
No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度					
					H19	H20	H21	H22	H23	
大一1	一般環境大気測定局	川崎市	中原区	中原区役所保健福祉センター	年平均値	0.004	0.004	0.004	0.002	0.001
					日平均値	0.009	0.007	0.007	0.005	0.004
					適合状況	○	○	○	○	○
大一2			高津区	高津区生活文化会館	年平均値	0.004	0.003	0.004	0.002	0.003
					日平均値	0.008	0.006	0.007	0.005	0.005
					適合状況	○	○	○	○	○
大一3			宮前区	宮前平小学校	年平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
					日平均値	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003
					適合状況	○	○	○	○	○
大一4			多摩区	登戸小学校	年平均値	0.004	0.004	0.003	0.001	0.001
					日平均値	0.007	0.007	0.007	0.002	0.002
					適合状況	○	○	○	○	○
大一5			麻生区	麻生区弘法松公園	年平均値	0.004	0.003	0.004	0.002	0.001
					日平均値	0.006	0.006	0.007	0.004	0.003
					適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の2%除外値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

資料：「平成23年度 神奈川の大气汚染」（平成25年1月、神奈川県環境科学センター）

一般環境大気測定局



資料：「平成23年度 神奈川の大气汚染」（平成25年1月、神奈川県環境科学センター）

図 3-1-3-2 二酸化硫黄の日平均値の経年変化

表 3-1-3-3 二酸化窒素の測定結果

(単位：ppm)

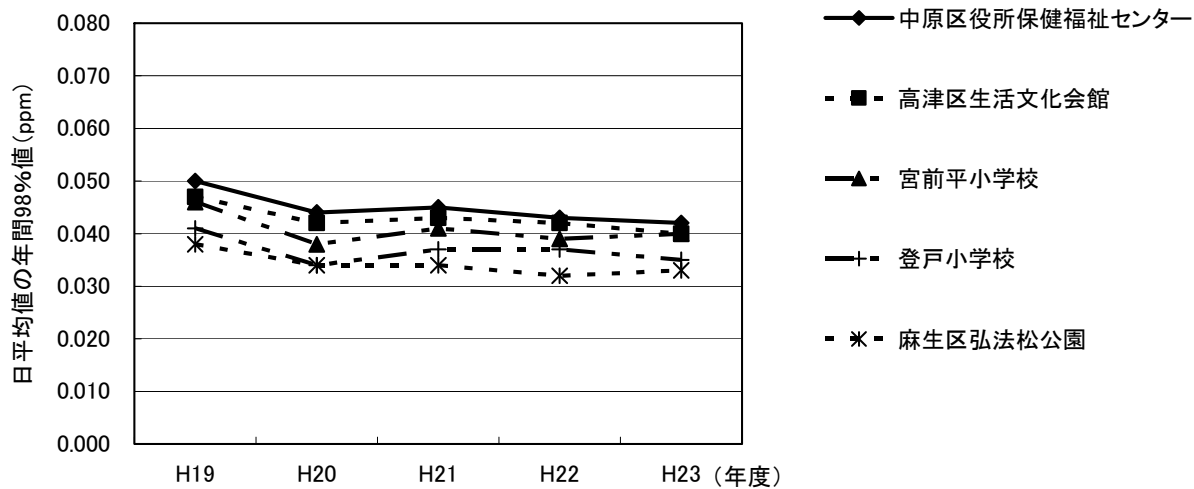
No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度					
					H19	H20	H21	H22	H23	
大一1	一般環境大気測定局	川崎市	中原区	中原区役所保健福祉センター	年平均値	0.024	0.024	0.023	0.021	0.021
					日平均値	0.050	0.044	0.045	0.043	0.042
					適合状況	○	○	○	○	○
大一2			高津区	高津区生活文化会館	年平均値	0.024	0.023	0.023	0.021	0.021
					日平均値	0.047	0.042	0.043	0.042	0.040
					適合状況	○	○	○	○	○
大一3			宮前区	宮前平小学校	年平均値	0.023	0.022	0.021	0.020	0.020
					日平均値	0.046	0.038	0.041	0.039	0.040
					適合状況	○	○	○	○	○
大一4			多摩区	登戸小学校	年平均値	0.020	0.019	0.019	0.018	0.017
					日平均値	0.041	0.034	0.037	0.037	0.035
					適合状況	○	○	○	○	○
大一5			麻生区	麻生区弘法松公園	年平均値	0.019	0.018	0.017	0.015	0.015
					日平均値	0.038	0.034	0.034	0.032	0.033
					適合状況	○	○	○	○	○
大自1	自動車排出ガス測定局	川崎市	中原区	中原平和公園	年平均値	0.028	0.026	0.024	0.024	0.024
					日平均値	0.050	0.045	0.046	0.047	0.048
					適合状況	○	○	○	○	○
大自2			高津区	高津区二子	年平均値	0.042	0.042	0.043	0.043	0.037
					日平均値	0.060	0.062	0.064	0.064	0.059
					適合状況	○	×	×	×	○
大自3			宮前区	宮前平駅前	年平均値	0.032	0.030	0.030	0.028	0.028
					日平均値	0.053	0.048	0.050	0.047	0.048
					適合状況	○	○	○	○	○
大自4			多摩区	多摩区本村橋	年平均値	0.030	0.030	0.029	0.027	0.025
					日平均値	0.049	0.044	0.045	0.044	0.043
					適合状況	○	○	○	○	○
大自5			麻生区	麻生区柿生	年平均値	0.028	0.025	0.025	0.024	0.023
					日平均値	0.043	0.038	0.040	0.039	0.038
					適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の年間98%値を示す。

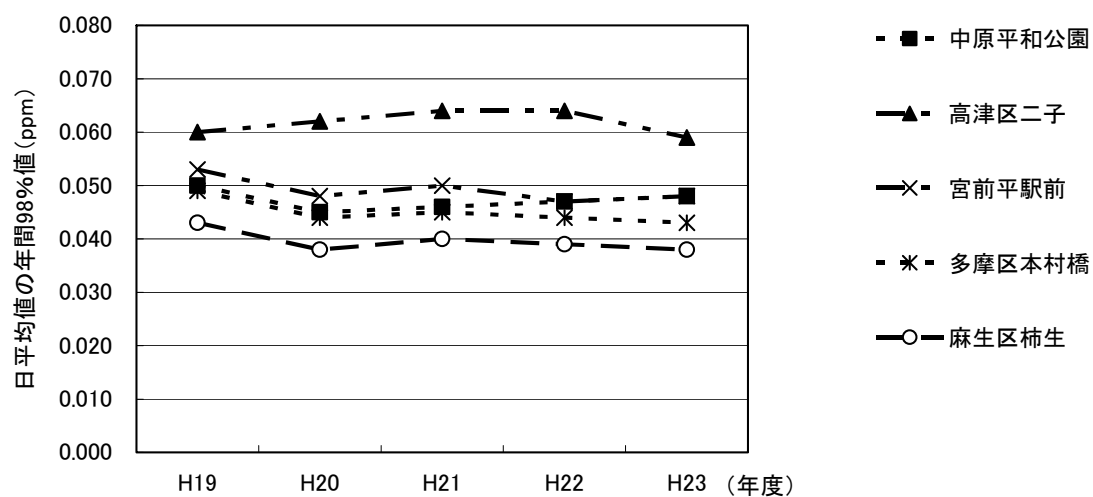
注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

資料：「平成23年度 神奈川の大气汚染」（平成25年1月、神奈川県環境科学センター）

一般環境大気測定局



自動車排出ガス測定局



資料：「平成 23 年度 神奈川の大气汚染」（平成 25 年 1 月、神奈川県環境科学センター）

図 3-1-3-3 二酸化窒素の日平均値の経年変化

表 3-1-3-4 浮遊粒子状物質の測定結果

(単位：mg/m³)

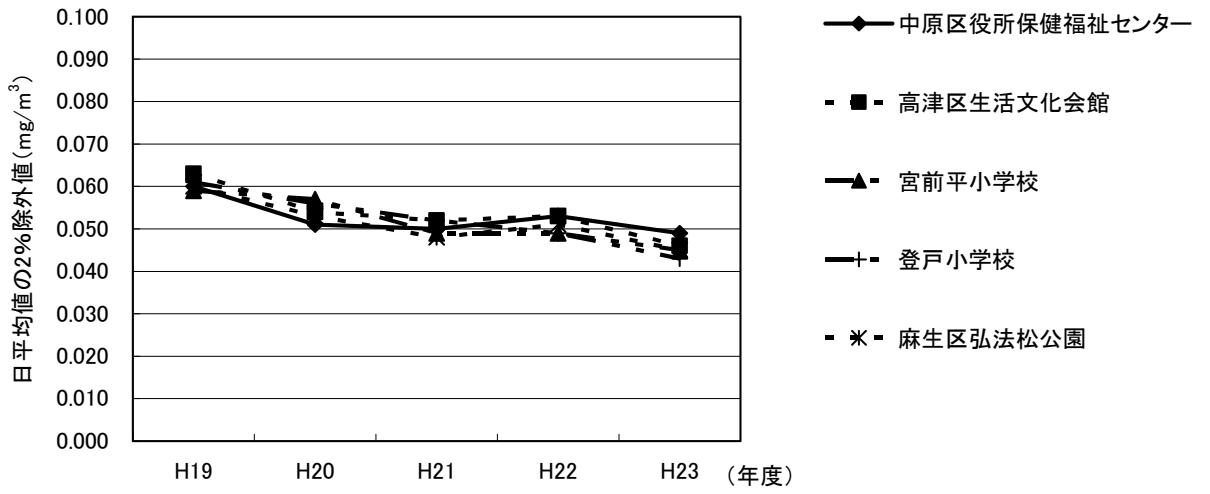
No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度					
					H19	H20	H21	H22	H23	
大一1	一般環境大気測定局	川崎市	中原区	中原区役所保健福祉センター	年平均値	0.026	0.023	0.023	0.022	0.021
					日平均値	0.060	0.051	0.050	0.053	0.049
					適合状況	○	○	○	○	○
大一2			高津区	高津区生活文化会館	年平均値	0.026	0.025	0.023	0.023	0.021
					日平均値	0.063	0.054	0.052	0.053	0.046
					適合状況	○	○	○	○	○
大一3			宮前区	宮前平小学校	年平均値	0.023	0.023	0.021	0.018	0.017
					日平均値	0.059	0.057	0.049	0.049	0.045
					適合状況	○	○	○	○	○
大一4			多摩区	登戸小学校	年平均値	0.024	0.024	0.021	0.019	0.018
					日平均値	0.061	0.056	0.052	0.049	0.043
					適合状況	○	○	○	○	○
大一5			麻生区	麻生区弘法松公園	年平均値	0.025	0.023	0.022	0.019	0.018
					日平均値	0.060	0.053	0.048	0.051	0.045
					適合状況	○	○	○	○	○
大自1	自動車排出ガス測定局	川崎市	中原区	中原平和公園	年平均値	0.027	0.025	0.023	0.023	0.024
					日平均値	0.063	0.057	0.052	0.057	0.059
					適合状況	○	○	○	○	○
大自2			高津区	高津区二子	年平均値	0.029	0.028	0.027	0.025	0.027
					日平均値	0.061	0.057	0.054	0.058	0.057
					適合状況	○	○	○	○	○
大自3			宮前区	宮前平駅前	年平均値	0.030	0.027	0.019	0.020	0.020
					日平均値	0.072	0.067	0.044	0.046	0.044
					適合状況	○	○	○	○	○
大自4			多摩区	多摩区本村橋	年平均値	0.026	0.024	0.021	0.022	0.023
					日平均値	0.060	0.054	0.046	0.054	0.052
					適合状況	○	○	○	○	○
大自5			麻生区	麻生区柿生	年平均値	0.027	0.025	0.023	0.021	0.020
					日平均値	0.072	0.062	0.053	0.057	0.049
					適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の2%除外値を示す。

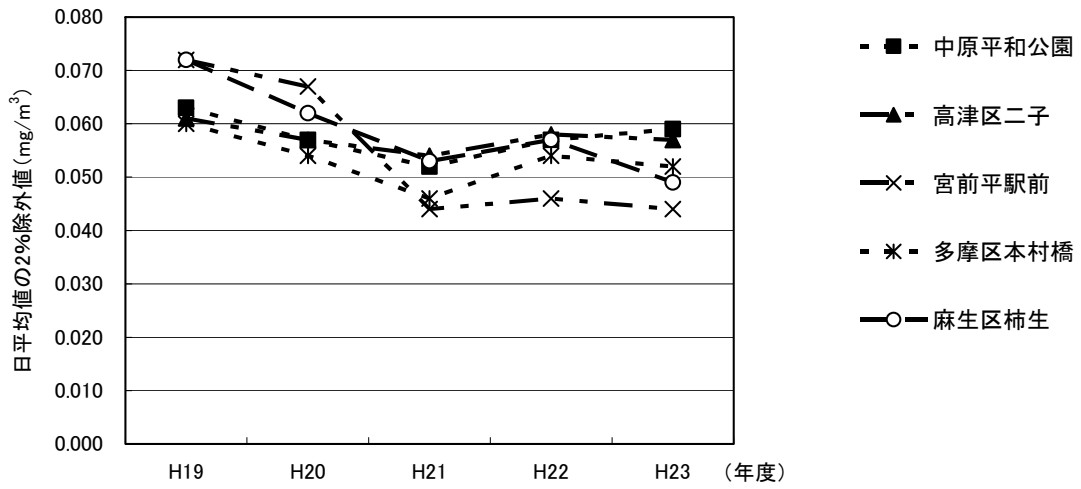
注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

資料：「平成23年度 神奈川の大气汚染」（平成25年1月、神奈川県環境科学センター）

一般環境大気測定局



自動車排出ガス測定局



資料：「平成 23 年度 神奈川の大気汚染」（平成 25 年 1 月、神奈川県環境科学センター）

図 3-1-3-4 浮遊粒子状物質の日平均値の経年変化

表 3-1-3-5 光化学オキシダントの測定結果

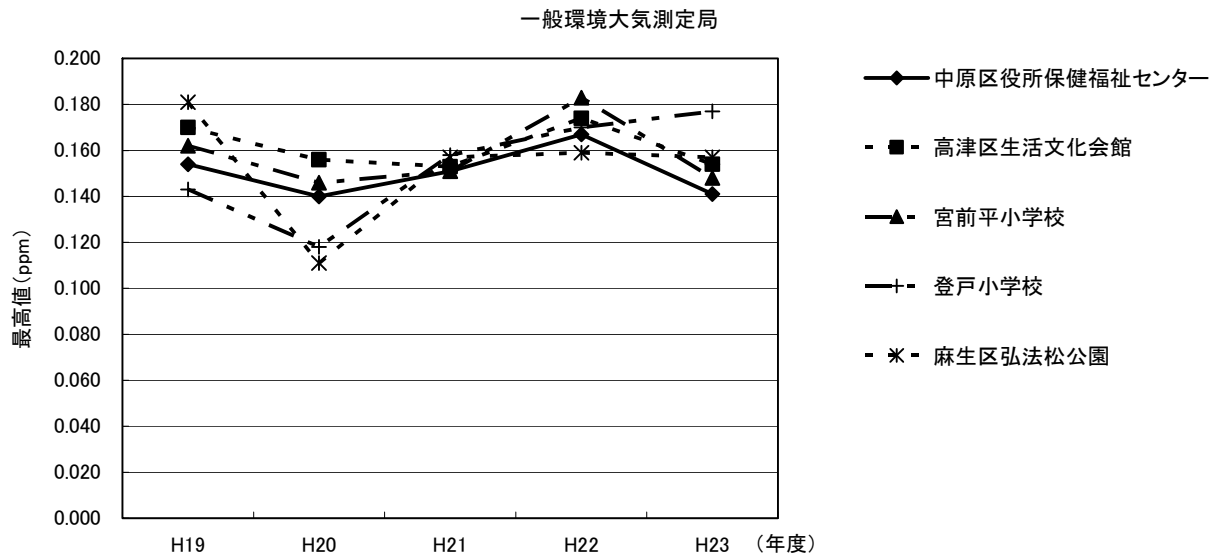
(単位：ppm)

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大一1	一般環境大気測定局	川崎市	中原区 中原区役所保健福祉センター	年平均値	0.028	0.028	0.027	0.030	0.028
				最高値	0.154	0.140	0.151	0.167	0.141
				適合状況	×	×	×	×	×
大一2			高津区 高津区生活文化会館	年平均値	0.030	0.030	0.029	0.031	0.028
				最高値	0.170	0.156	0.153	0.174	0.154
				適合状況	×	×	×	×	×
大一3			宮前区 宮前平小学校	年平均値	0.030	0.030	0.029	0.032	0.029
				最高値	0.162	0.146	0.151	0.183	0.148
				適合状況	×	×	×	×	×
大一4			多摩区 登戸小学校	年平均値	0.029	0.027	0.031	0.033	0.031
				最高値	0.143	0.118	0.158	0.170	0.177
				適合状況	×	×	×	×	×
大一5			麻生区 麻生区弘法松公園	年平均値	0.029	0.029	0.031	0.033	0.031
				最高値	0.181	0.111	0.157	0.159	0.157
				適合状況	×	×	×	×	×

注1. 最高値は、1時間値の最高値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は、1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「平成 19 年度 神奈川の大气汚染」(平成 21 年 2 月、神奈川県環境科学センター)
 「平成 20 年度 神奈川の大气汚染」(平成 21 年 12 月、神奈川県環境科学センター)
 「平成 21 年度 神奈川の大气汚染」(平成 22 年 12 月、神奈川県環境科学センター)
 「平成 22 年度 神奈川の大气汚染」(平成 23 年 12 月、神奈川県環境科学センター)
 「平成 23 年度 神奈川の大气汚染」(平成 25 年 1 月、神奈川県環境科学センター)



資料：「平成 19 年度 神奈川の大气汚染」(平成 21 年 2 月、神奈川県環境科学センター)
 「平成 20 年度 神奈川の大气汚染」(平成 21 年 12 月、神奈川県環境科学センター)
 「平成 21 年度 神奈川の大气汚染」(平成 22 年 12 月、神奈川県環境科学センター)
 「平成 22 年度 神奈川の大气汚染」(平成 23 年 12 月、神奈川県環境科学センター)
 「平成 23 年度 神奈川の大气汚染」(平成 25 年 1 月、神奈川県環境科学センター)

図 3-1-3-5 光化学オキシダントの 1 時間最高値の経年変化

表 3-1-3-6 微小粒子状物質の測定結果

(単位：μg/m³)

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度					
					H19	H20	H21	H22	H23	
大-2	一般環境大気測定局	川崎市	高津区	高津区生活文化会館	年平均値	—	—	—	15.1	14.6
					日平均値	—	—	—	36.2	36.4
					適合状況	—	—	—	×	×
大-5			麻生区	麻生区弘法松公園	年平均値	—	—	—	—	13.2
					日平均値	—	—	—	—	34.6
					適合状況	—	—	—	—	○
大自2	自動車排出ガス測定局	川崎市	高津区	高津区二子	年平均値	—	—	—	18.3	16.3
					日平均値	—	—	—	42.7	37.5
					適合状況	—	—	—	×	×
大自3			宮前区	宮前平駅前	年平均値	—	—	—	—	14.6
					日平均値	—	—	—	—	36.7
					適合状況	—	—	—	—	×

注1. 日平均値は、日平均値の98%値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は、年平均値が15μg/m³以下であり、かつ年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが35μg/m³以下であること。

資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」（平成25年1月、神奈川県環境科学センター）

表 3-1-3-7 有害大気汚染物質の測定結果（平成23年度）

(単位：μg/m³)

No.	大有1		大有2		大有3		環境基準値等	
市町村名	川崎市							
地域	中原区		多摩区					
測定地点	中原区役所保健福祉センター		登戸小学校		生田浄水場			
地域分類	一般環境		一般環境		一般環境			
ベンゼン	1.3	○	1.3	○	—	—	3	①
トリクロロエチレン	0.97	○	1.1	○	—	—	200	①
テトラクロロエチレン	0.42	○	0.66	○	—	—	200	①
ジクロロメタン	1.6	○	1.7	○	—	—	150	①
アクリロニトリル	0.14	○	0.12	○	—	—	2.0	②
塩化ビニルモノマー	0.026	○	0.018	○	—	—	10	②
水銀及びその化合物	0.0024	○	0.0023	○	—	—	0.04	②
ニッケル化合物	0.0049	○	—	—	0.0033	○	0.025	②
クロホルム	0.2	○	0.18	○	—	—	18	②
1,2-ジクロロエタン	0.12	○	0.14	○	—	—	1.6	②
1,3-ブタジエン	0.12	○	0.14	○	—	—	2.5	②
ヒ素及びその化合物	0.0006	○	—	—	0.00054	○	0.006	②
アセトアルデヒド	3.0	○	2.3	○	—	—	5	③
ホルムアルデヒド	3.2	×	1.9	×	—	—	0.8	③
ベリリウム及びその化合物	0.000019	○	—	—	0.000016	○	0.0042	③
マンガン及びその化合物	0.033	○	—	—	0.031	○	0.15	④
クロム及びその化合物	0.0050	×	—	—	0.0050	×	0.00083	③
ベンゾ[a]ピレン	0.00025	×	—	—	0.00022	×	0.00011	④
酸化エチレン	0.14	—	0.10	—	—	—	—	—

注1. 地域分類は、「一般環境」：通常、人が居住する地域で、固定発生源等の直接の影響を受けない地域
「固定発生源周辺」：通常、人が居住する地域で、工場等の固定発生源の影響を受ける地域
「沿道」：通常、人が居住する地域で、自動車排出ガスの影響を受ける地域

注2. 環境基準等は以下のとおり。

- ①：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日、環境省告示第4号）に定める環境基準値
- ②：有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）
- ③：米国環境保護庁（EPA）発ガン性10⁻⁵リスク濃度
（クロム及びその化合物の欄の参考値は、六価クロム化合物としての発ガン性10⁻⁵リスク濃度）
- ④：WHO欧州地域事務局ガイドライン値（1996）

資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」（平成25年1月、神奈川県環境科学センター）

表 3-1-3-8 ダイオキシン類大気環境測定結果（平成 23 年度）

（単位：pg-TEQ/m³）

No.	地域		測定地点	5 月	8 月	11 月	1 月	平均値	環境基準
大ダ 1	川崎市	中原区	中原区役所保健福祉センター	0.018	0.016	0.033	0.029	0.024	0.6
大ダ 2		多摩区	生田浄水場	0.016	0.017	0.031	0.023	0.022	

資料：「平成 23 年度 神奈川の大気汚染」（平成 25 年 1 月、神奈川県環境科学センター）

表 3-1-3-9 降下ばいじんの測定結果

（単位：t/km²/月）

No.	地域		測定地点	年平均値				
				18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
大降 1	川崎市	中原区	小杉町	3.0	2.8	2.4	2.1	2.8
大降 2		多摩区	生田	3.1	3.0	3.9	-	-

資料：「平成 23 年版 日本の大気汚染状況」（平成 24 年 11 月、環境省水・大気環境局）

イ. 大気汚染に係る環境基準等

大気汚染に係る環境基準を、表 3-1-3-10～表 3-1-3-12 に示す。

また、川崎市環境基本条例に基づく環境目標値を、表 3-1-3-13 に示す。

なお、川崎市は、ばい煙発生施設に係る窒素酸化物 (NOx) 総量規制指定地域及び硫黄酸化物 (SOx) 総量規制指定区域、自動車 NOx (窒素酸化物) ・PM (粒子状物質) 法に係る対策地域に該当する。

表 3-1-3-10 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
 (昭和 48 年環大企第 143 号)
 (昭和 53 年環境庁告示第 38 号)
 (昭和 53 年環大企第 262 号)
 (平成 21 年環境省告示第 33 号)
 (平成 21 年環水大総発第 090909001 号)

物質	環境上の条件	評価方法	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値 (年間 2%除外値) が 0.04ppm 以下であることただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	年間 2%除外値が 10ppm 以下であることただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	年間 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	—	年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の低い方から 98%に相当する値 (年間 98%値) が 0.06ppm 以下であること
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	年間を通じて 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する	—
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること	—	長期基準は、測定結果の 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。短期基準は、測定結果の 1 日平均値のうち、98 パーセンタイル値が 35 μg/m ³ 以下であること

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。) をいう。
- 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 3-1-3-11 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

(平成 9 年環境省告示第 4 号)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 3-1-3-12 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

(平成 11 年環境省告示第 68 号)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

表 3-1-3-13 川崎市環境基本条例に基づく環境目標値

(平成 12 年川崎市告示第 599 号)

物質	環境目標値	
	二酸化硫黄	1 時間値
	1 時間値の 1 日平均値	0.04ppm 以下
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値	0.02ppm 以下
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値	0.075mg/m ³ 以下
	年平均値	0.0125mg/m ³ 以下

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。

3) 騒音

対象事業実施区域及びその周囲の騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点を、図 3-1-3-6 に示す。

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の自動車騒音に関する測定結果を、表 3-1-3-14 に示す。6 地点で自動車騒音の測定が行われているが、昼夜共に環境基準を満たしていたのは 2 地点で、その他は環境基準を満たしていない。

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道騒音に関する測定結果を、表 3-1-3-15 に示す。新幹線鉄道騒音の測定地点として中原区の 4 地点が設けられており、測定結果は環境基準を満たしている。なお、在来鉄道についても、測定地点として麻生区の 2 地点が設けられているが、環境基準等の評価基準は定められていない。

対象事業実施区域及びその周囲の航空機騒音に関する測定結果を、表 3-1-3-16 に示す。2 地点で航空機騒音の測定が行われているが、いずれも航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域に該当しない。

表 3-1-3-14 自動車騒音の測定結果（平成 23 年度）

No.	地域		測定場所	道路名称	用途地域	等価騒音レベル (dB)		環境基準値 (dB)	
						昼間	夜間	昼間	夜間
騒自 1	川崎市	高津区	高津区役所建設センター (溝口 5-15-7)	一般国道 246 号	準工業地域	<u>78</u>	<u>77</u>	70	65
騒自 2			高津区野川 3885	丸子中山茅ヶ崎線 (中原街道)	第一種住居地域	<u>72</u>	<u>69</u>		
騒自 3		宮前区	宮前区野川 544	丸子中山茅ヶ崎線 (中原街道)	近隣商業地域	69	<u>66</u>		
騒自 4			宮前平駅前測定所 (土橋 2-1-1)	野川菅生線	近隣商業地域	<u>73</u>	<u>69</u>		
騒自 5		多摩区	多摩区登戸 1613	世田谷町田線 (津久井道)	近隣商業地域	67	63		
騒自 6			多摩区长尾 7-2	川崎府中線 (府中街道、旧道)	第一種住居地域	67	63		

注1. 昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から午前6時まで

注2. 下線は環境基準に適合していないことを示す。

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要－公害編－」

(平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)

表 3-1-3-15 鉄道騒音の測定結果（平成 23 年度）

No.	地域		測定地点	路線名	用途地域	騒音レベル (dB)		環境基準 (dB)
騒鉄 1	川崎市	中原区	上丸子八幡町 1459 付近	東海道新幹線	近隣商業 地域	69 (25m)	○	75
						65 (50m)	○	75
騒鉄 2			上丸子山王町 1-1457 付近	東海道新幹線	第 1 種住 居地域	65 (25m)	○	70
						58 (50m)	○	70
騒鉄 3		中丸子 238 付近	東海道新幹線	工業地域	69 (25m)	○	75	
					65 (50m)	○	75	
騒鉄 4	西加瀬 108 付 近	東海道新幹線	工業地域	70 (25m)	○	75		
				73 (12.5m)	○	75		
騒鉄 5	麻生区	高石 4-15-7 付 近	本線 (小田急線)	第 1 種住 居地域	79 (12.5m)	—	—	
					74 (25m)	—	—	
騒鉄 6		白鳥 2-8 付近	多摩線 (小田急線)	第 1 種住 居地域	77 (12.5m)	—	—	
					71 (25m)	—	—	

注 1. 騒音レベルの () 内は最寄り軌道中心からの距離、「○」「×」は環境基準の適合状況を示す。

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要－公害編－」

(平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)

表 3-1-3-16 航空機騒音の測定結果（平成 23 年度）

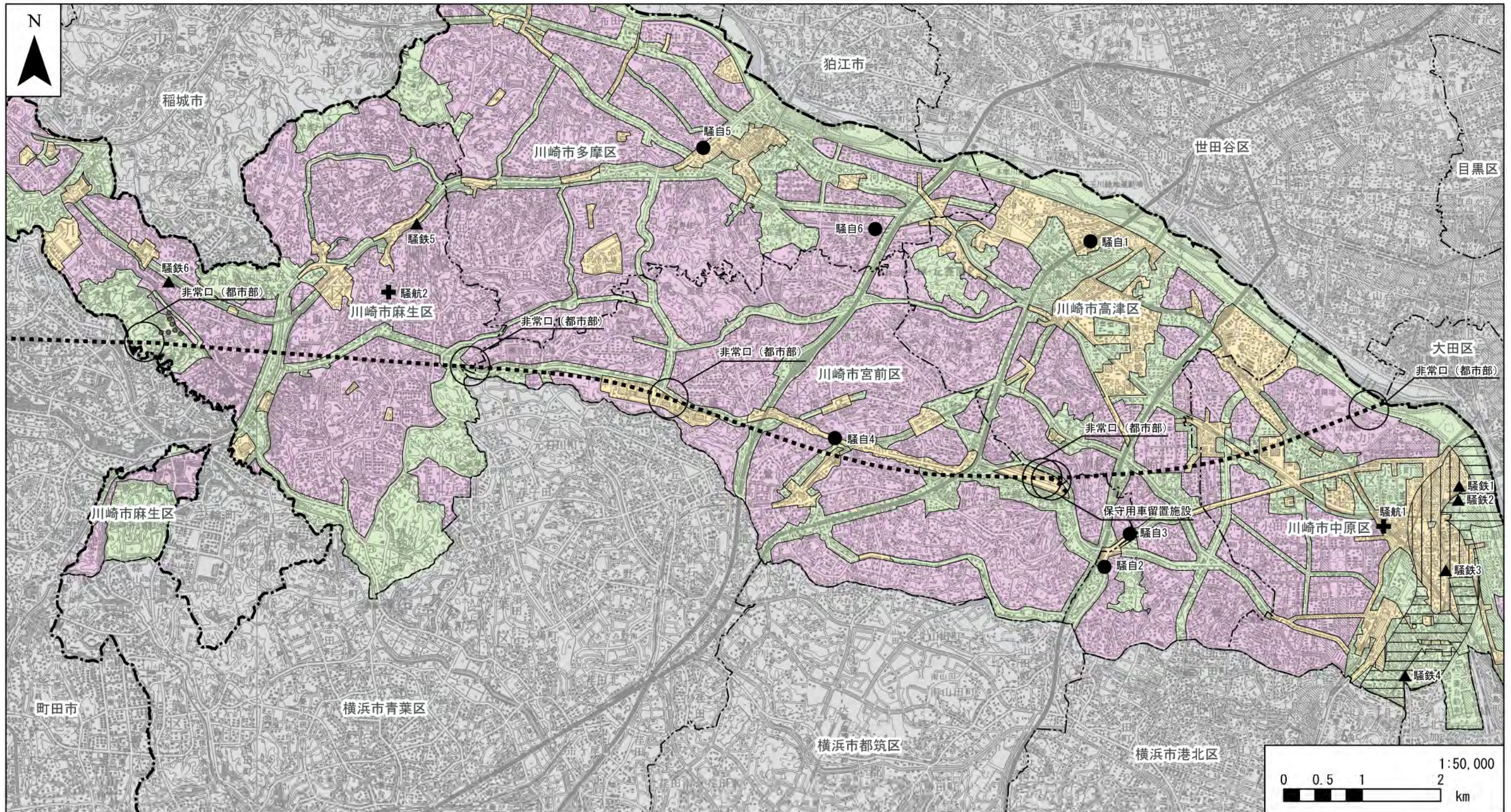
No.	地域		測定場所	用途地域	年間測定値 (WECPNL (dB))	環境基準 (WECPNL (dB))
騒航 1	川崎市	中原区	中原一般環境大気測定所屋上 (小杉町 3-245)	—	70.4*	—
騒航 2		麻生区	麻生一般環境大気測定所屋上 (百合丘 2-10)	—	70.6*	—

注 1. ※は、参考値（パワー平均値 (dB(A))）であることを示す。

注 2. 調査年度における環境基準は、平成 25 年 4 月 1 日施行前の旧環境基準 (WECPNL) であるが、いずれの地点も環境基準の指定地域外である。

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要－公害編－」

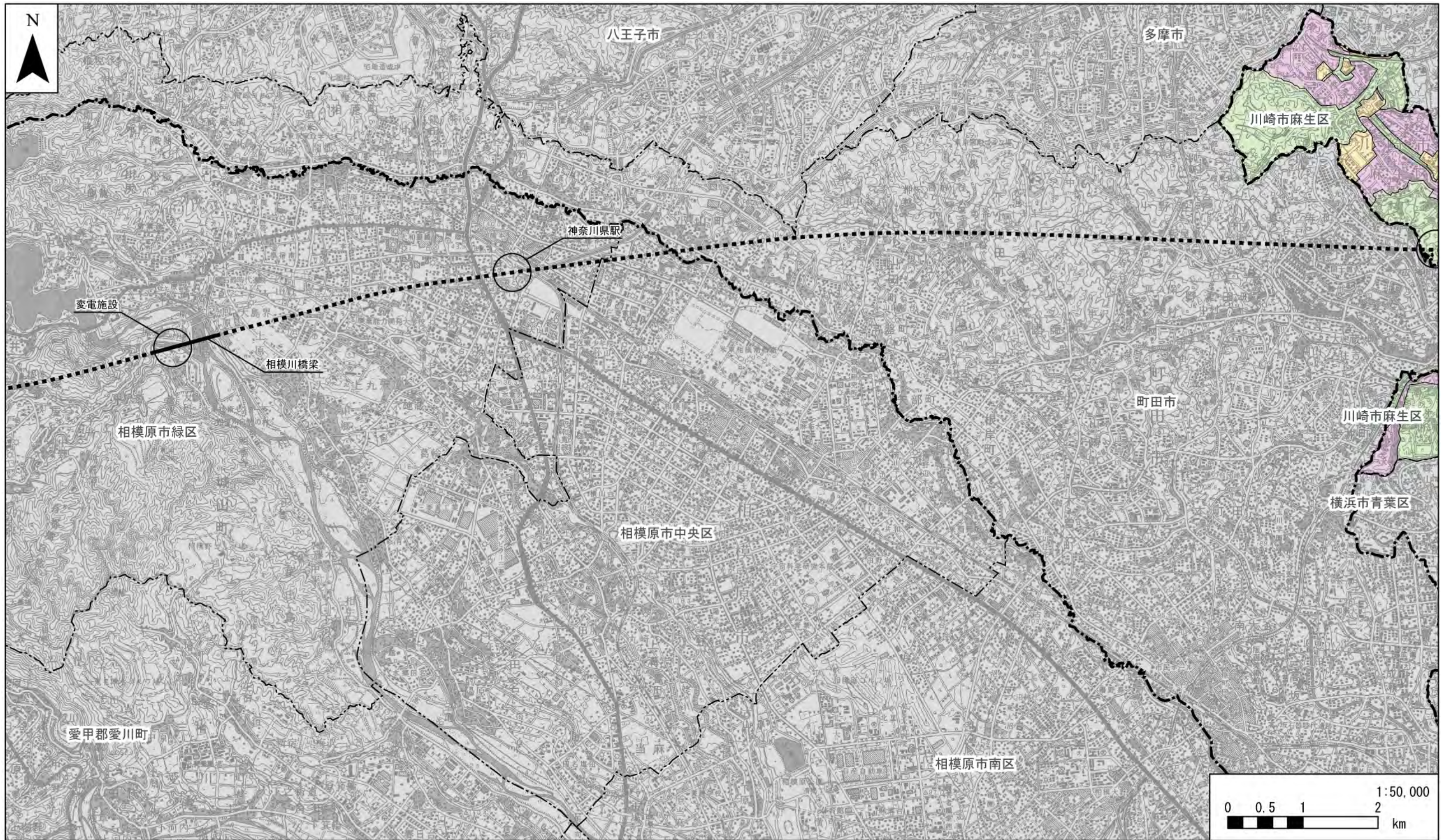
(平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)



- 凡例**
- 計画路線(トンネル部)
 - 計画路線(地上部)
 - 工事用道路
 - 都県境
 - 市区町村境
- | | | |
|---|--|--|
| <p>騒音に係る環境基準の
類型指定</p> <ul style="list-style-type: none"> A類型 B類型 C類型 | <p>新幹線鉄道騒音に係る
環境基準の類型指定</p> <ul style="list-style-type: none"> I 類型 II 類型 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自動車騒音測定地点(騒自) ▲ 鉄道騒音測定地点(騒鉄) ✚ 航空機騒音測定地点(騒航) |
|---|--|--|

資料：「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」（平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）

図3-1-3-6(1) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図



- 凡例**
- 計画路線(トンネル部)
 - 計画路線(地上部)
 - 都県境
 - 市区町村境
- | | | |
|--------------------|-------------------------|-----------------|
| 騒音に係る環境基準の
類型指定 | 新幹線鉄道騒音に係る
環境基準の類型指定 | ● 自動車騒音測定地点(騒自) |
| ■ A類型 | ▬ I 類型 | ▲ 鉄道騒音測定地点(騒鉄) |
| ■ B類型 | ▨ II 類型 | ✚ 航空機騒音測定地点(騒航) |
| ■ C類型 | | |

資料：「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」（平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）

図3-1-3-6(2) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図

イ. 騒音に係る環境基準等

騒音に係る環境基準を、表 3-1-3-17～表 3-1-3-19 に示す。

また、騒音規制法及び条例に基づく規制基準等を、表 3-1-3-20～表 3-1-3-22 に示す。

なお、対象事業実施区域は、騒音規制法に基づく指定地域に該当する。

表 3-1-3-17 騒音に係る環境基準

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)
(平成 11 年神奈川県告示第 312 号)
(平成 24 年川崎市告示第 135 号)

道路に面する地域以外の地域

地域の類型		基準値 (dB)	
		昼間	夜間
AA	該当なし	50 以下	40 以下
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域		
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	60 以下	50 以下

道路に面する地域

地域の類型		基準値 (dB)	
		昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		65 以下	60 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域			
幹線交通を担う道路に近接する空間 (屋内基準)		70 (45) 以下	65 (40) 以下

注1. 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から午前6時まで

注2. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

注3. 「屋内基準」とは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときの、屋内へ透過する騒音に係る基準である。

表 3-1-3-18 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和 50 年環境庁告示第 46 号)

地域の類型		基準値 (dB)
I	主として住居の用に供される地域	70 以下
II	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75 以下

表 3-1-3-19 航空機騒音に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 154 号)
(昭和 55 年神奈川県告示第 426 号)

地域の類型		基準値 L_{den} (dB)
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域	70 以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75 以下

表 3-1-3-20 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

(騒音規制法第 17 条第 1 項)

(平成 12 年総理府令第 15 号)

(昭和 61 年川崎市告示第 91 号、平成 12 年川崎市告示第 121 号)

区域の区分	基準値 (dB)	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 以下	55 以下
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 以下	65 以下
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 以下	70 以下
幹線道路を担う道路に面する区域	75 以下	70 以下

注1. 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から午前6時まで

注2. 区域の類型該当区域

a：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

b：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

c：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注3. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

表 3-1-3-21 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく事業所において

発生する騒音の許容限度

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則)

地域の区分	基準値 (dB)		
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 6 時 から午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	50 以下	45 以下	40 以下
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	55 以下	50 以下	45 以下
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 以下	60 以下	50 以下
工業地域	70 以下	65 以下	55 以下
工業専用地域	75 以下	75 以下	65 以下
その他の地域	55 以下	50 以下	45 以下

表 3-1-3-22 特定建設作業に係る騒音の規制基準

(騒音規制法第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項)

(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)

(昭和 61 年川崎市告示第 91 号、昭和 61 年川崎市告示第 92 号)

規制種別	区域の区分	騒音の規制に関する基準
基準値	1号・2号	85dB を超える大きさでないこと
作業時間	1号	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	2号	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	1号	10 時間／日を超えないこと
	2号	14 時間／日を超えないこと
作業日数	1号・2号	連続 6 日を越えないこと
作業日	1号・2号	日曜日その他の休日ではないこと

※基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以内の地域
2号区域	工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以外の地域

4) 振動

対象事業実施区域及びその周囲の振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点を、図 3-1-3-7 に示す。

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の道路交通振動に関する測定結果を、表 3-1-3-23 に示す。全ての地点において要請限度を下回っている。

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道振動に関する測定結果を、表 3-1-3-24 に示す。新幹線鉄道振動の測定地点として中原区の 1 地点が設けられており、測定結果は指針値を満たしている。

なお、在来鉄道についても、測定地点として麻生区の 2 地点が設られているが、指針値等の評価基準は定められていない。

表 3-1-3-23 道路交通振動の測定結果（平成 23 年度）

No.	地域		測定場所	道路名称	用途地域	測定結果 (dB)		要請限度値 (dB)	
						昼間	夜間	昼間	夜間
振自 1	川崎市	高津区	高津区役所建設センター (溝口 5-15-7)	一般国道 246 号	準工業	50	50	70	65
振自 2		宮前区	宮前平駅前測定所 (土橋 2-1-1)	野川菅生 線	近隣商業	50	45		

注1. 昼間：午前8時から午後7時まで、夜間：午後7時から午前8時まで

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要－公害編－」

(平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)

表 3-1-3-24 鉄道振動の測定結果（平成 23 年度）

No.	地域		測定地点	路線名	用途地域	振動レベル (dB)		指針値 (dB)
						()	○	
振鉄 1	川崎市	中原区	西加瀬 108 付近	東海道新幹線	工業地域	56 (25m)	○	70
振鉄 2		麻生区	高石 4-15-7 付近	本線 (小田急線)	第 1 種 住居地域	—	—	—
振鉄 3						白鳥 2-8 付近	多摩線 (小田急線)	第 1 種 住居地域
						48 (25m)	—	—

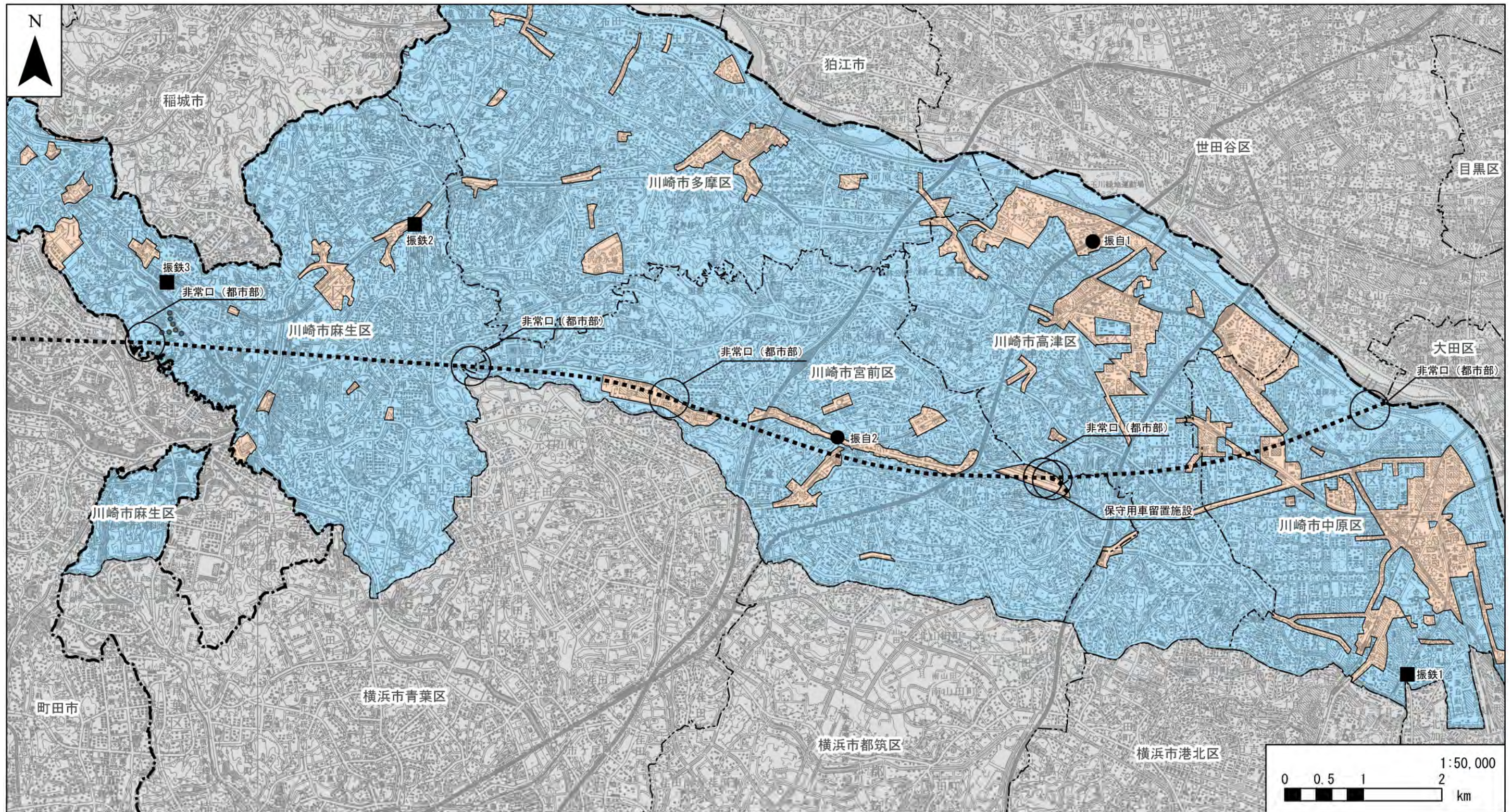
注 1. 振動レベルの () 内は最寄り軌道中心からの距離、「○」は指針値の適合状況を示す。

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要－公害編－」

(平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)

イ. 振動に係る規制基準等

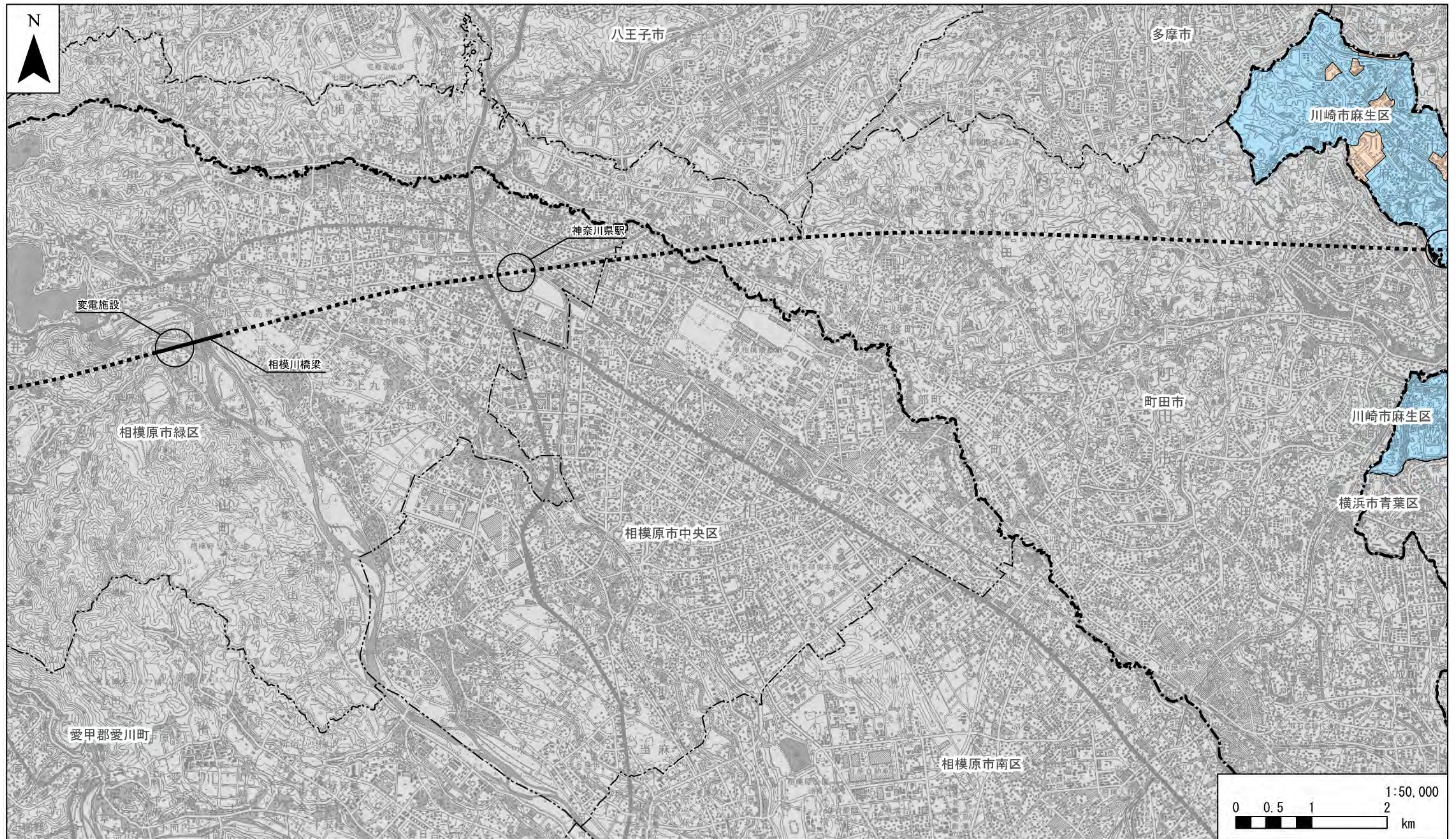
振動規制法及び条例に基づく規制基準等を、表 3-1-3-25～表 3-1-3-28 に示す。なお、対象事業実施区域は、振動規制法に基づく指定地域に該当する。



- 凡例**
- 計画路線(トンネル部)
 - 計画路線(地上部)
 - 工事用道路
 - 都県境
 - 市区町村境
- 振動に係る規制基準の区域指定
- 第1種区域
 - 第2種区域
- 自動車振動測定地点(振自)
 - 鉄道振動測定地点(振鉄)

資料：「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」（平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）

図3-1-3-7(1) 振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点図



- 凡例**
- 計画路線(トンネル部)
 - 計画路線(地上部)
 - 都県境
 - 市区町村境
- 振動に係る規制基準の区域指定
- 第1種区域
 - 第2種区域
- 自動車振動測定地点(振自)
 - 鉄道振動測定地点(振鉄)

資料：「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」（平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）

図3-1-3-7(2) 振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点図

表 3-1-3-25 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

(振動規制法第 16 条第 1 項)
(振動規制法施行規則別表第 2)

(昭和 61 年川崎市告示第 94 号、昭和 61 年川崎市告示第 96 号)

区域の区分		要請限度 (dB)	
		昼間	夜間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の地域	65 以下	60 以下
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 以下	65 以下

表 3-1-3-26 新幹線鉄道振動に係る指針値

(昭和 51 年環大特第 32 号)

指針	70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
----	--

表 3-1-3-27 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく事業所において発生する振動の許容限度

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則)

地域の区分	基準値 (dB)	
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	60 以下	55 以下
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	65 以下	55 以下
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 以下	60 以下
工業地域	70 以下	60 以下
工業専用地域	70 以下	65 以下
その他の地域	65 以下	55 以下

表 3-1-3-28 特定建設作業に係る振動の規制基準

(振動規制法第 15 条第 1 項)
(振動規制法施行規則別表第 1)

(昭和 61 年川崎市告示第 94 号、昭和 61 年川崎市告示第 95 号)

規制種別	区域の区分	振動の規制に関する基準
基準値	1 号・2 号	75dB を超える大きさでないこと
作業時間	1 号	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	2 号	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	1 号	10 時間/日を超えないこと
	2 号	14 時間/日を超えないこと
作業日数	1 号・2 号	連続 6 日を越えないこと
作業日	1 号・2 号	日曜日その他の休日ではないこと

※基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

1 号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以内の地域
2 号区域	工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以外の地域

5) 悪臭

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲には、悪臭の測定地点は存在しない。

イ. 悪臭に係る規制基準等

川崎市は、悪臭防止法に基づく規制地域に該当し、敷地境界線上、排出口及び排出水における規制基準が設定されている。また、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、悪臭を発生する作業の方法、事業所の構造及び臭気指数に係る規制基準が設定されている。

6) 水質（公共用水域・地下水）

対象事業実施区域及びその周囲の水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水質に係る測定地点は、図 3-1-1-5（前掲：3-1-1-27 頁、3-1-1-29 頁）に示したとおりである。

ア. 既存の測定結果

7) 公共用水域

対象事業実施区域及びその周囲の生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果を表 3-1-3-29 に、人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果を表 3-1-3-30 に、ダイオキシン類水環境（水質）調査結果を表 3-1-3-31 に示す。

なお、化学的酸素要求量（COD）は、河川では環境基準が定められていないが、参考値として示している。

生活環境の保全に関する項目は、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）及び浮遊物質（SS）は全測定地点で環境基準を満たしているが、水素イオン濃度（pH）及び大腸菌群数は、一部の地点で環境基準を満たしていない。また、人の健康の保護に関する項目及びダイオキシン類は、全ての地点で環境基準を満たしている。

表 3-1-3-29 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果（平成 24 年度）

No.		水生 1	水生 2	水生 3	水生 4	水生 5	水生 6	水生 7
水系		多摩川						鶴見川
河川名		多摩川			平瀬川	二ヶ領本川	三沢川	真福寺川
類型		B	B	B	B	B	C	D
測定地点		田園調布 取水堰	二子橋 (第三京浜)	多摩水道 橋	平瀬橋 (人道橋)	堰前橋	一の橋	水車橋前
水素イオン濃度 pH	年平均値	7.7	7.5	7.5	8.2	8.4	7.8	8.2
	最小～最大	7.3～8.8	7.3～7.7	7.3～7.9	7.7～9.0	7.5～9.4	7.4～8.5	7.4～9.4
溶存酸素量 DO (mg/L)	年平均値	9.1	8.6	9.6	9.5	10.6	9.5	11.1
	最小～最大	6.2～14.0	6.8～9.7	7.7～11.0	5.2～11.9	6.2～14.9	5.7～13.4	3.0～18.5
生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L)	年平均値	1.3	1.5	1.4	1.5	1.4	1.6	1.5
	最小～最大	0.6～2.3	0.6～3.5	0.9～2.8	0.7～2.8	0.7～2.4	0.9～2.9	0.6～2.4
	75%値	1.3	1.5	1.6	1.6	1.8	1.7	1.8
化学的 酸素要求量 COD (mg/L)	年平均値	3.9	4.0	4.3	2.9	3.0	2.9	3.7
	最小～最大	3.2～5.0	3.2～4.9	3.5～5.6	2.0～4.2	2.3～4.1	2.0～4.2	2.4～5.0
	75%値	4.1	4.3	4.4	3.0	3.1	3.2	3.9
浮遊物質 SS (mg/L)	年平均値	4	5	5	3	3	6	2
	最小～最大	1～9	1～10	<1～12	<1～12	<1～10	1～15	<1～8
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年平均値	4.8E+03	4.9E+03	8.0E+03	7.4E+04	2.9E+04	1.9E+04	3.1E+04
	最小～最大	7.9E+02～ 1.4E+04	4.9E+02～ 2.2E+04	4.9E+02～ 2.3E+04	4.9E+03～ 4.9E+05	2.3E+01～ 7.9E+04	4.9E+03～ 4.9E+04	3.2E+03～ 1.7E+05

No.		水生 8
水系		鶴見川
河川名		麻生川
類型		D
測定地点		耕地橋
水素イオン濃度 pH	年平均値	7.3
	最小～最大	7.1～7.5
溶存酸素量 DO (mg/L)	年平均値	8.1
	最小～最大	5.8～10.5
生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L)	年平均値	3.7
	最小～最大	1.4～12
	75%値	4.4
化学的 酸素要求量 COD (mg/L)	年平均値	6.5
	最小～最大	5.0～9.3
	75%値	6.6
浮遊物質 SS (mg/L)	年平均値	3
	最小～最大	1～7
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年平均値	2.7E+04
	最小～最大	4.9E+03～ 1.7E+05

注 1. 類型の（ ）内は、流入先の本川の類型を示す。

注 2. 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べたときの 0.75×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値で、この値で基準との比較を行う。

注 3. 大腸菌群数の表記について、例えば「E+03」は「10 の 3 乗」を示す。

資料：「平成 24 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
(平成 25 年 10 月、神奈川県環境科学センター)

表 3-1-3-30 人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果（平成 24 年度）

No.		水人 1	水人 2	水人 3	水人 4	水人 5
水系		多摩川				鶴見川
河川名		多摩川	平瀬川	二ヶ領本川	三沢川	真福寺川
測定地点		田園調布取水堰	平瀬橋(人道橋)	堰前橋	一の橋	水車橋前
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—
PCB	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ふっ素	mg/L	<0.08	0.08	0.08	<0.08	0.16
ほう素	mg/L	0.04	0.03	0.03	0.03	0.02
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	4.2	2.8	3.7	3.1	1.5

No.		水人 6
水系		鶴見川
河川名		麻生川
測定地点		耕地橋
カドミウム	mg/L	<0.0003
全シアン	mg/L	ND
鉛	mg/L	<0.005
六価クロム	mg/L	<0.02
砒素	mg/L	<0.005
総水銀	mg/L	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	—
PCB	mg/L	ND
ジクロロメタン	mg/L	<0.002
四塩化炭素	mg/L	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002
チウラム	mg/L	<0.0006
シマジン	mg/L	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002
ベンゼン	mg/L	<0.001
セレン	mg/L	<0.002
ふっ素	mg/L	0.08
ほう素	mg/L	0.03
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	3.4

注 1. ND：不検出

資料：「平成 24 年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
（平成 25 年 10 月、神奈川県環境科学センター）

表 3-1-3-31 ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質：河川）調査結果（平成 23 年度）

（単位：pg-TEQ/L）

No.	水系	河川名	調査地点	調査結果	環境基準	試料採取日
水ダ 1	多摩川	平瀬川	平瀬橋（人道橋）	0.056	1pg-TEQ/L 以下	H23.10.28
水ダ 2		二ヶ領本川	堰前橋	0.062		H23.10.28
水ダ 3		三沢川	一の橋	0.19		H23.10.28
水ダ 4	鶴見川	真福寺川	水車橋前	0.051		H23.10.28
水ダ 5		麻生川	耕地橋	0.065		H23.10.28
水ダ 6		矢上川	日吉橋	0.054		H23.10.28
水ダ 7		黒須田川	市境	0.18		H23.10.28

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要－公害編－」（平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）

イ) 地下水

対象事業実施区域を含む周辺市区の人の健康の保護に関する地下水水質測定結果を、表 3-1-3-32 に示す。これによると、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の達成率が川崎市中原区で 83.3%となっているが、その他の項目は環境基準を満たしている。

また、ダイオキシン類地下水調査結果を、表 3-1-3-33 に示す。全ての地点で環境基準を満たしている。

表 3-1-3-32 人の健康の保護に関する地下水水質測定結果（平成 24 年度）

調査項目	川崎市											
	中原区		高津区		宮前区		多摩区		麻生区		合計	
	環境基準 達成率	調査 地点数	環境基準 達成率	調査 地点数	環境基準 達成率	調査 地点数	環境基準 達成率	調査 地点数	環境基準 達成率	調査 地点数	環境基準 達成率	調査 地点数
カドミウム	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
全シアン	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
鉛	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
六価クロム	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
砒素	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
総水銀	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
アルキル水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
P C B	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
ジクロロメタン	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
四塩化炭素	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
塩化ビニルモノマー	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
1,2-ジクロロエタン	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
1,1-ジクロロエチレン	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
1,2-ジクロロエチレン	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
1,1,1-トリクロロエタン	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
1,1,2-トリクロロエタン	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
トリクロロエチレン	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
テトラクロロエチレン	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
1,3-ジクロロプロペン	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
チウラム	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
シマジン	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
チオベンカルブ	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
ベンゼン	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
セレン	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	83.3%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	95.7%	23
ふっ素	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
ほう素	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23
1,4-ジオキサン	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	4	100.0%	23

注 1. 調査地点数は、メッシュ調査、定点調査の合計地点数である。

資料：「平成 24 年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 25 年 10 月、神奈川県環境科学センター）

表 3-1-3-33 ダイオキシン類地下水調査結果（平成 23 年度）

（単位：pg-TEQ/L）

地域	測定地点	調査結果	環境基準	試料採取日	
川崎市	中原区	井田三舞町	0.041	1pg-TEQ/L 以下	H23. 6. 24
	中原区	中丸子	0.025		
	高津区	宇奈根	0.024		
	宮前区	東有馬	0.022		
	多摩区	菅仙谷	0.027		H23. 6. 28
		王禅寺	0.031		
	麻生区	古沢	0.021		
		黒川	0.031		

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要－公害編－」

（平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）

イ. 水質汚濁に係る環境基準等

水質汚濁に係る環境基準を、表 3-1-3-34～表 3-1-3-37 に示す。

また、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく排水の規制基準を、表 3-1-3-38 に示す。

表 3-1-3-34 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	-

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

表 3-1-3-35 水質汚濁に係る環境基準（河川）の類型指定の状況

類型	利用目的の適応性	水域名（範囲）
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	—
A	水道 2 級、水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	—
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	多摩川中・下流（拝島橋より下流） 平瀬川（全域） 二ヶ領本川（全域）
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	三沢川（全域）
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	鶴見川上流（鳥山川合流点より上流）
E	工業用水 3 級 環境保全	—

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

注5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-1-3-36 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)
(平成 9 年環境庁告示第 10 号)

項目	区分	
	公共用水域	地下水
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	—	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下

注1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
注2. 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

表 3-1-3-37 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質を除く）に係る環境基準

(平成 11 年環境省告示第 68 号)

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下

表 3-1-3-38(1) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく
事業所における排水の規制基準

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則)

排水指定物質

排水指定物質の種類	許容限度	
	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L	1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.2mg/L	0.2mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	0.003mg/L	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 230mg/L（海域に排出されるもの）	10mg/L（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 230mg/L（海域に排出されるもの）
ふっ素及びその化合物	8mg/L（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 15mg/L（海域に排出されるもの）	8mg/L（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 15mg/L（海域に排出されるもの）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素）	100mg/L（アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.5mg/L
ダイオキシン類	10pg/L	10pg/L
フェノール類	0.5mg/L	0.5mg/L
銅及びその化合物	1mg/L	3mg/L
亜鉛及びその化合物	1mg/L	2mg/L
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	3mg/L	10mg/L
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1mg/L	1mg/L
クロム及びその化合物	2mg/L	2mg/L
ニッケル及びその化合物	1mg/L	1mg/L

**表 3-1-3-38(2) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく
事業所における排水の規制基準**

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則)

水の汚染状態を示す項目

項目	許容限度	
	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
生物化学的酸素要求量 (BOD)	25mg/L	60mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	25mg/L	60mg/L
浮遊物質 (SS)	70mg/L	90mg/L
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	5mg/L	10mg/L
大腸菌群数	3,000個/cm ³	3,000個/cm ³
臭気	受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	
色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。	
温度	排水の水温は38度以下とし、かつ、当該排水を放流する水域の水温を10度以上超えないものとする。	

7) 水底の底質

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲には、水底の底質の調査地点は存在しない。

イ. 水底の底質に係る環境基準等

水底の底質に係る環境基準等を、表 3-1-3-39 及び表 3-1-3-40 に示す。

表 3-1-3-39 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質）に係る環境基準

(平成14年環境省告示第46号)

媒体	基準値
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

表 3-1-3-40 底質の処理・処分等に関する指針に係る監視基準値

(平成14年環水管第211号)

項目	基準値
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。

注1. 「底質の処理・処分等に関する指針について」(平成14年環水管第211号)において、「対策対象物質については、原則として環境基準値を監視基準値とするが、工事着手前において既に当該環境基準値を超えている水域については現状水質を悪化させないことを旨として別に定めるものとする。」とあることから、環境基準値を掲載した。

8) 土壌

対象事業実施区域及びその周囲の土壌汚染対策法に係る指定状況及び土壌に係る調査地点を、図 3-1-3-8 に示す。

ア. 土壌汚染の現状

対象事業実施区域及びその周囲の指定区域（形質変更時要届出区域）を、表 3-1-3-41 に示す。対象事業実施区域及びその周囲では、7 区域が形質変更時要届出区域に指定されている。また、対象事業実施区域及びその周囲において、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき公表されている汚染土壌の区域を、表 3-1-3-42 に示す。

表 3-1-3-41 土壌汚染対策法に基づく指定区域の状況

区分	指定した自治体	自治体における整理番号	指定年月日	自治体における指定番号	形質変更時要届出区域の所在地
形質変更時要届出区域	川崎市	整-22-1	H22. 6. 1	指-11号	川崎市中原区中丸子 1270-1 の一部
		整-24-6	H24. 11. 19	指-31号	川崎市中原区小杉町 3 丁目 446 番 2、同区新丸子東 3 丁目 447 番 1 の一部
		整-24-7	H24. 12. 12	指-32号	川崎市麻生区王禅寺字源左衛門谷 1254 番 48、1262 番、1264 番 3、1268 番、1269 番、1270 番、1271 番 2、1271 番 3、1285 番 1、1285 番 10、1286 番、1286 番 2、1287 番 3、1297 番、1299 番、1299 番 2、1301 番、1304 番 2、1306 番、1310 番、1310 番 2、1321 番の一部
		整-24-9	H24. 12. 25	指-34号	川崎市宮前区宮崎 149 番 1、149 番 3、150 番 1、155 番 1、156 番 1 の一部
		整-24-10	H25. 4. 22	指-35号	川崎市高津区坂戸 1 丁目 165 番、178 番 1、178 番 2、187 番、190 番、191 番、191 番 2、192 番、193 番、194 番、195 番 1、201 番、201 番 2 の一部
		整-25-1	H25. 5. 8	指-36号	川崎市宮前区野川 1428 番 1、1429 番、1430 番 2、1430 番 3、1432 番 1、1497 番 7、1497 番 11 の一部
		整-25-2	H25. 6. 20	指-37号	中原区新丸子町 764 番 5 の一部

資料：「かながわの土壌汚染対策」

(平成 25 年 6 月現在、神奈川県環境農政局環境部大気水質課ホームページ)

「川崎市の土壌汚染対策」

(平成 25 年 6 月現在、川崎市環境局環境対策部環境対策課ホームページ)

表 3-1-3-42 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき公表されている汚染土壌の区域

地域	自治体における整理番号	届出年月日	汚染区域の所在地
川崎市	16-7	H17. 3. 3	中原区上丸子山王町 2-1202 及び 1202-5
	18-12	H18. 9. 1	高津区下野毛 3-16-1
	18-23	H19. 1. 19	中原区小杉町 3-414-4 他
	20-9	H20. 10. 1	中原区宮内 1-19
	24-6	H24. 7. 24	中原区井田 2 丁目 27 番 1 号
	24-10	H24. 11. 6	高津区二子 3 丁目 12 番
	24-12	H24. 12. 26	中原区宮内 1 丁目 6 番 32 号
	24-17	H25. 3. 13	中原区市ノ坪字外屋敷 449 番 26、27
	25-3	H25. 4. 15	多摩区登戸 1864 番地 1
25-4	H25. 5. 24	中原区田尻町 27 番、28 番 2	

資料：「かながわの土壌汚染対策」

(平成 25 年 6 月現在、神奈川県環境農政局環境部大気水質課ホームページ)

「川崎市の土壌汚染対策」

(平成 25 年 6 月現在、川崎市環境局環境対策部環境対策課ホームページ)

イ. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類土壌環境調査結果を、表 3-1-3-43 に示す。全ての地点で環境基準を満たしている。

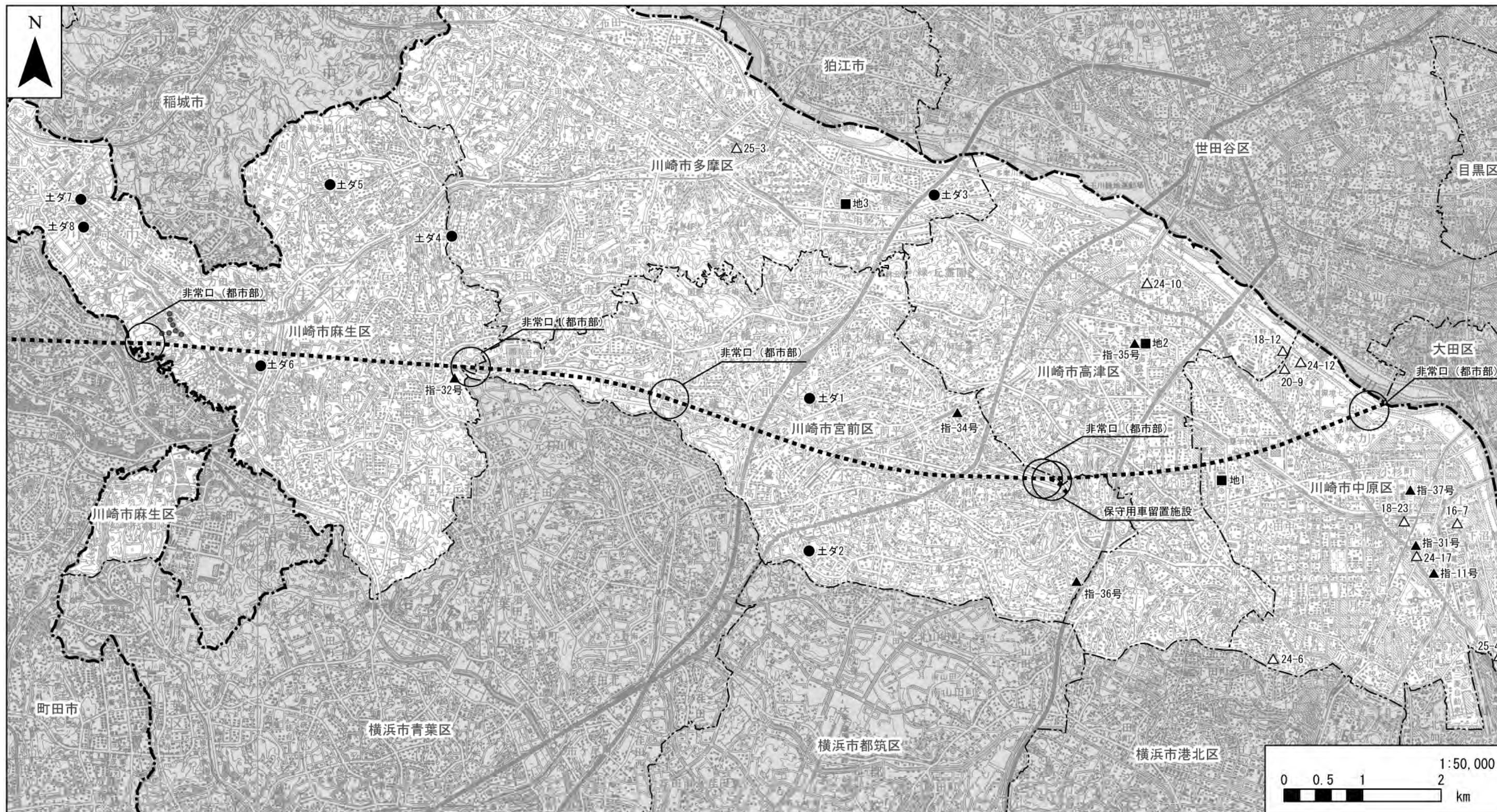
表 3-1-3-43 ダイオキシン類土壌環境調査結果（平成 23 年度）

(単位：pg-TEQ/g)

No.	地域	測定地点	測定結果	試料採取日	
土ダ 1	川崎市	宮前区	土橋 7 丁目公園 (土橋)	1.2	H23. 12. 12
土ダ 2			有馬ふるさと公園 (有馬)	2.5	H23. 12. 22
土ダ 3		多摩区	東名堰第 2 公園 (堰)	2.3	H23. 12. 12
土ダ 4			生田雁俣谷公園 (西生田)	0.96	
土ダ 5		麻生区	千代ヶ丘第 2 公園 (千代ヶ丘)	2.4	
土ダ 6			片平 2 丁目公園 (片平)	1.0	
土ダ 7			南黒川公園 (南黒川)	2.7	
土ダ 8			栗木台山家公園 (栗木台)	2.1	H23. 12. 22

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要－公害編－」

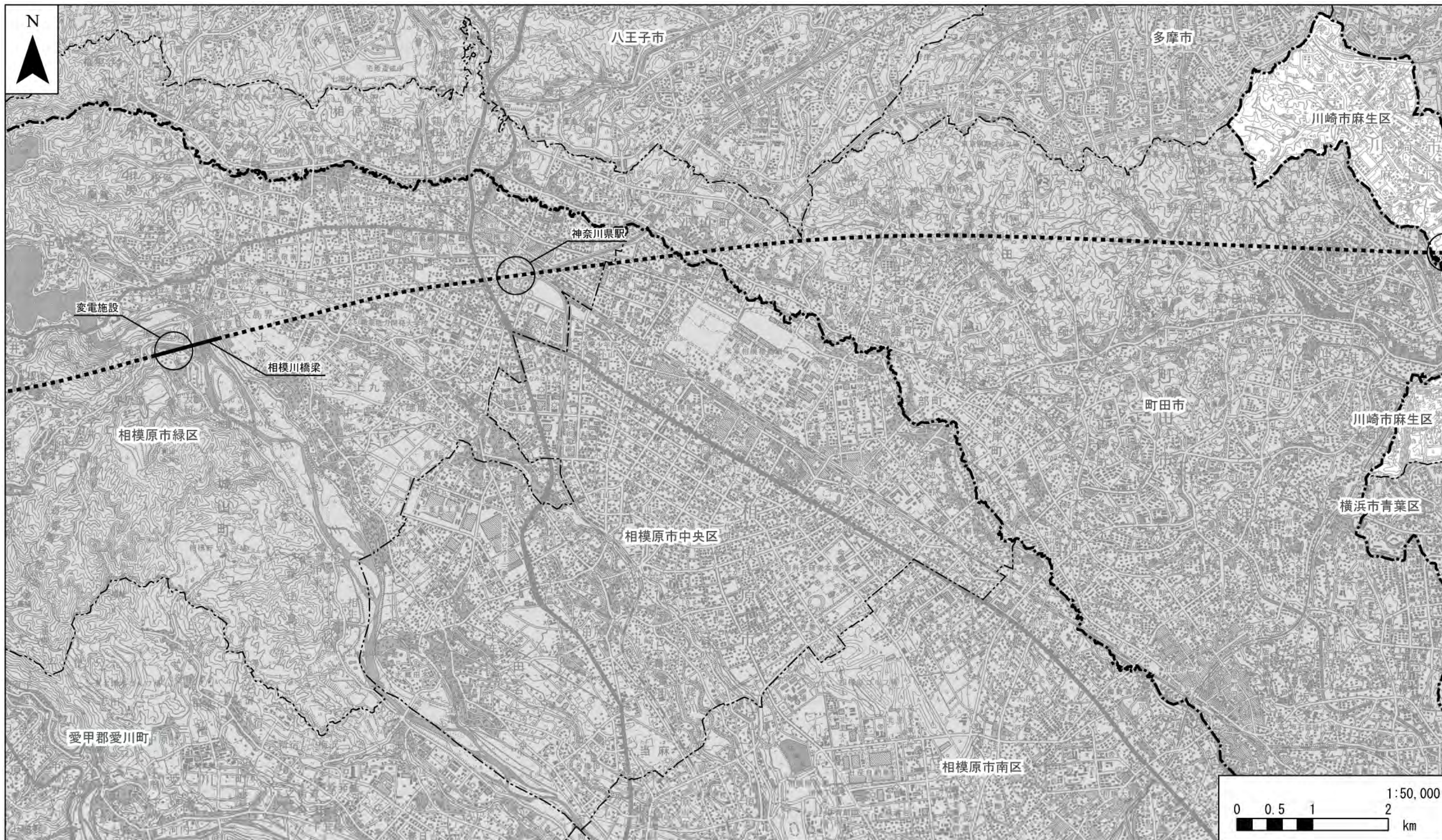
(平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)



- 凡例**
- 計画路線(トンネル部)
 - 計画路線(地上部)
 - 工事用道路
 - 都県境
 - 市区町村境
 - ▲ 形質変更時要届出区域
 - △ 条例に基づく土壤汚染区域
 - ダイオキシン類土壤調査地点(土ダ)
 - 地下水位観測地点(地)

資料：「かながわの土壤汚染対策」(平成25年6月現在、神奈川県環境農政局環境部大気水質課ホームページ)
「川崎市の土壤汚染対策」(平成25年6月現在、川崎市環境局環境対策部環境対策課ホームページ)
「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」(平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)
「平成23年 神奈川県地盤沈下調査結果」(平成24年9月、神奈川県環境農政局環境部大気水質課)

図3-1-3-8(1) 土壤汚染対策法に係る指定状況及び土壤・地盤に係る調査地点図



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 計画路線(地上部)
- - - 都県境
- 市区町村境
- ▲ 形質変更時要届出区域
- △ 条例に基づく土壤汚染区域
- ダイオキシン類土壤調査地点(土ダ)
- 地下水位観測地点(地)

資料：「かながわの土壤汚染対策」(平成25年6月現在、神奈川県環境農政局環境部大気水質課ホームページ)
「川崎市の土壤汚染対策」(平成25年6月現在、川崎市環境局環境対策部環境対策課ホームページ)
「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」(平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)
「平成23年 神奈川県地盤沈下調査結果」(平成24年9月、神奈川県環境農政局環境部大気水質課)

図3-1-3-8(2) 土壤汚染対策法に係る指定状況及び土壤・地盤に係る調査地点図

ウ. 土壌の汚染に係る環境基準等

土壌汚染に係る環境基準を、表 3-1-3-44 及び表 3-1-3-45 に示す。

土壌汚染対策法に係る基準を、表 3-1-3-46 に示す。

また、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく土壌汚染に関する基準を、表 3-1-3-47 に示す。

表 3-1-3-44 土壌の汚染に係る環境基準

(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機リン	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること

注1. 「検出されないこと」とは、定量下限を下回ることをいう。

表 3-1-3-45 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	<p>1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計又はガスクロマトグラフ四重極形質量分析計により測定する方法（以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を測定した値とみなす。</p> <p>3. 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>

表 3-1-3-46 土壤汚染対策法に係る基準

(土壤汚染対策法(平成23年法律第74号))

分類	特定有害物質の種類	地下水基準 (mg/L)	土壤溶出量 基準 (mg/L)	土壤含有量 基準 (mg/kg)	第二溶出量 基準 (mg/L)
第一種特定 有害物質 (揮発性有 機化合物等)	四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下	—	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下	—	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下	—	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下	—	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	0.03 以下	—	0.3 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下	—	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下	—	0.06 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下	—	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下	—	0.1 以下
第二種特定 有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	0.05 以下	250 以下	1.5 以下
	シアン化合物	不検出	不検出	遊離シアン 50 以下	1 以下
	水銀及びその化合物	0.0005 以下 アルキル水 銀は不検出	0.0005 以下 アルキル水 銀は不検出	15 以下	0.005 以下 アルキル水 銀は不検出
	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	0.8 以下	4,000 以下	24 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	1 以下	4,000 以下	30 以下	
第三種特定 有害物質 (農薬等)	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	不検出	不検出	—	0.003 以下
	チウラム	0.006 以下	0.006 以下	—	0.06 以下
	シマジン	0.003 以下	0.003 以下	—	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	有機りん化合物	不検出	不検出	—	1 以下

注 1. 土壤汚染とは土壤に水を加えた場合に溶出する物質の量を、土壤含有量とは土壤に 1mol/L の塩酸を加えた場合に溶出する物質の量をいう。

注 2. 土壤溶出量は環境省告示(第 18 号平成 15 年 3 月 6 日)、土壤含有量は環境省告示(第 19 号平成 15 年 3 月 6 日)により測定したもの。

注 3. 「不検出」とは、注 2 に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4. 有機りん化合物とはパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

注 5. 第一種特定有害物質のうち、ベンゼンを除く揮発性有機化合物 10 項目が DNAPLs に分類され、ベンゼンは LNAPLs に分類される。

表 3-1-3-47 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく土壌汚染に関する基準

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則)

特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウムとして0.01mg	土壌1kgにつきカドミウムとして150mg
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌1kgにつき遊離シアンとして50mg
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検液中に検出されないこと。	
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛として0.01mg	土壌1kgにつき鉛として150mg
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロムとして0.05mg	土壌1kgにつき六価クロムとして250mg
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素として0.01mg	土壌1kgにつき砒素として150mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1Lにつき水銀として0.0005mg	土壌1kgにつき水銀として15mg
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg	
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg	
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg	
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg	
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg	
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg	
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg	
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg	
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg	
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg	
チウラム	検液1Lにつき0.006mg	
シマジン	検液1Lにつき0.003mg	
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg	
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg	
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレンとして0.01mg	土壌1kgにつきセレンとして150mg
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素として1mg	土壌1kgにつきほう素として4,000mg
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素として0.8mg	土壌1kgにつきふっ素として4,000mg
ダイオキシン類		土壌1gにつきダイオキシン類として1,000pg

9) 地盤

ア. 地盤の概況

川崎市における水準測量調査結果を、表 3-1-3-48 に示す。

また、対象事業実施区域及びその周囲の地下水位の調査地点を図 3-1-3-8（前掲：3-1-3-43 頁、3-1-3-45 頁）に、観測結果を表 3-1-3-49 に示す。

川崎市では、平成 23 年は平成 22 年に比べて、沈下量 2cm 以上、3cm 以上の沈下水準点数が大幅に増加している。

また、季節変動はあるものの対象事業実施区域及びその周囲の地下水位観測地点での地下水位に大きな変動はない。

表 3-1-3-48 地盤沈下の状況（平成 23 年）

地域	有効水準点数	計	沈下水準点数				年間最大沈下点及び沈下量 (cm)
			1cm 未満	2cm 未満	2cm 以上	3cm 以上	
川崎市	285 (276)	285 (175)	0 (168)	9 (7)	110 (0)	166 (0)	川崎区東扇島 6-17 11.28

注1. 有効水準点数とは、平成22年の調査結果との比較が可能な点をいう。

注2. () 内は、平成22年分を示す。

注3. 平成23年の調査結果には、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震が影響しているものと考えられる。

資料：「平成 23 年 神奈川県地盤沈下調査結果」

(平成 24 年 9 月、神奈川県環境農政局環境部大気水質課)

表 3-1-3-49 地下水位観測結果（平成 23 年）

(単位：T. P. m)

地域	No.	観測地点	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間 平均値
川崎市	中原区 地1	No.8 新城 観測 所 下新城 1-15-1 認定こ ども園	H19	7.69	7.31	7.26	7.22	7.19	7.23	7.23	7.25	7.36	7.18	7.15	6.92	7.25
			H20	6.89	6.87	6.86	7.21	7.31	7.53	7.37	7.10	7.63	7.49	7.18	7.20	7.22
			H21	7.06	7.17	7.22	7.10	7.29	7.40	7.27	7.23	7.11	7.19	7.23	7.18	7.20
			H22	6.86	6.83	7.10	7.14	7.18	7.07	7.04	6.85	6.94	7.36	7.49	7.37	7.10
			H23	7.13	7.03	7.11	6.85	6.95	7.34	7.12	7.16	7.48	7.43	7.23	7.20	7.17
	高津区 地2	No.7 坂戸 観測 所 坂戸 1-18-1 坂戸小 学校	H19	7.94	7.66	7.61	7.55	7.53	7.58	7.67	7.72	7.90	7.68	7.65	7.38	7.66
			H20	7.37	7.33	7.32	7.71	7.78	8.03	7.87	7.58	8.20	8.02	7.62	7.59	7.70
			H21	7.44	7.38	7.57	7.43	7.64	7.75	7.62	7.60	7.47	7.54	7.56	7.51	7.54
			H22	7.16	7.11	7.38	7.43	7.46	7.33	7.31	7.13	7.23	7.67	7.79	7.65	7.39
			H23	7.40	7.31	7.42	7.17	7.24	7.64	7.41	7.43	7.72	欠測	欠測	7.36	7.41
	多摩区 地3	No.9 稲田 観測 所 宿河原 3-18-1 稲田小 学校	H19	14.34	14.10	14.07	14.11	14.07	14.17	14.40	14.40	14.78	14.16	14.11	14.16	14.24
			H20	14.12	14.13	14.05	14.19	14.42	14.70	14.50	14.47	14.94	14.60	13.86	13.95	14.33
			H21	13.68	13.68	13.85	14.20	14.38	14.47	14.39	14.45	14.34	14.51	14.03	13.80	14.15
			H22	13.57	13.53	14.20	14.34	14.41	14.31	14.36	14.25	14.38	14.58	14.51	14.24	14.22
			H23	13.67	13.57	13.99	14.06	14.22	14.47	14.32	14.45	14.91	14.54	14.36	14.35	14.24

資料：「平成 23 年 神奈川県地盤沈下調査結果」

(平成 24 年 9 月、神奈川県環境農政局環境部大気水質課)

イ. 地盤沈下に係る対策及び規制

川崎市では、「工業用水法」及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき地下水採取の許可、採取量の報告等を義務づけている。